

# 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（概要）

令和 3 年 1 2 月  
総務省自治行政局福利課

## 1. 概要

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）第 144 条の 2 第 2 項及び第 145 条の 2 の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「地共済令」という。）について所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を規定するもの。

## 2. 改正の内容

- 任意継続組合員の標準報酬の月額の設定方法の見直し  
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号。以下「全社法」という。）により健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 47 条に第 2 項を新設する改正が行われ、任意継続被保険者の標準報酬月額の設定方法を見直すこととされた。  
これを踏まえ、地共済制度の任意継続組合員の標準報酬の月額について同様の内容を規定している地共済令第 46 条の 2 について、任意継続組合員の標準報酬の月額の設定方法の見直しのために必要な措置を講じる。
- この地共済令第 46 条の 2 の改正に伴う経過措置として、改正前に既に任意継続組合員となっている者についてはなお従前の例によることとする。

## 3. 根拠法令

- ・ 地共済法第 144 条の 2 第 2 項及び第 145 条の 2

## 4. スケジュール

公布日：令和 3 年 12 月 3 日  
施行日：令和 4 年 1 月 1 日